

【令和 年分】  
保証債務の履行のため  
の譲渡に関する  
譲渡明細書  
(確定申告書付表)

譲渡者	住所	氏名	電話番号 ( )
関与者	住所	氏名	電話番号 ( )

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
		年月日			
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額 円	
		年月日			④
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	④のうち既に支払を受けた金額 円		
	年月日	⑤			

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期		短期・長期		短期・長期	
	資産の所在地番						
	資産の種類						
	資産の利用状況	資産の数量	m <sup>2</sup> (株(口)・m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> (株(口)・m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup> (株(口)・m <sup>2</sup> )	
	譲渡先	住所又は所在地					
		氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)		
	譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
	譲渡資産を取得した時期	年月日	年月日	年月日	年月日		
	譲渡価額の総額	円	円	円	円		

譲渡所得(山林所得)のうち のみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	③	円	譲渡所得 所得税法 第64条 は山林 所得適 用の金 前額の	総合課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (申告書第一表の②+③に相当 する金額。赤字のときは0)	④	円
	総所得金額 (申告書第一表の⑩に相当する金額)(注)	①	円		分離課税の短期・長期 譲渡所得の金額 (⑧の金額)	⑤	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額)	②	円		分離課税の一般株式等・上場株式等 に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (①の金額のうち、譲渡所得の金額。 それぞれ赤字のときは0)	⑥	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑮に相当する金額)	③	円		分離課税の先物取引に係る 譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑧の金額のうち、譲渡所得の金額。 赤字のときは0)	⑦	円
	小計 (①+②+③。赤字のときは0)	④	円		合 計 (④+⑤+⑥+⑦)	⑧	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑩に相当する金額。赤字のときは0)	⑤	円		山林所得金額 (⑧の金額。赤字のときは0)	⑨	円
	分離課税の一般株式等・上場株式等 に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑪+⑫に相当する金額。それぞれ赤字のときは0)	⑥	円		譲渡所得又は山林所得のうち のみなされる金額  (③・④・⑧のうち低い金額又は ③・④・⑨のうち低い金額)	⑩	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得 等の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑬に相当する金額)	⑦	円				
	分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑧	円				
	合 計 (④+⑤+⑥+⑦+⑧)	⑨	円				

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書第一表の「⑩+⑪+⑫」の金額となります。  
 2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書きしてください。(資6-12-A4統一)(令和6年分以降)

## 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

### 1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

### 2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。